

別紙

| 要 請 事 項                                |                                                                                         | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【1】 自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。 |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ①                                      | 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。                                                     | <p>【保険医療課】<br/>被保険者の利便性が向上されるよう留意して対応していきます。</p> <p>【長寿課】<br/>介護保険システムのベンダーとの協議で対応できる範囲内で維持していきたいと思ひます。</p> <p>【福祉課】<br/>システムの標準化のもとでも、必要な市独自施策は引き続き実施します。</p> <p>【子ども未来課】<br/>状況に応じて、情報システム標準化のもとでの自治体独自の施策を推進していきます。</p> <p>【子ども家庭課】<br/>情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策をすすめていきます。</p>                           |
| ②                                      | 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。 | <p>【保険医療課】<br/>被保険者の利便性が向上されるよう留意して対応していきます。</p> <p>【長寿課】<br/>申請書の様式変更に関する周知や問合せへの対応等、できる範囲での対応はしていきたいと考えています。</p> <p>【福祉課】<br/>現在、電子申請を導入している業務においても、窓口及び郵送での申請も選択できるようにしています。</p> <p>【子ども未来課】<br/>住民のデジタルデバインドが生じないように対応していきます。</p> <p>【子ども家庭課】<br/>標準化の様式に関しても検討中の段階ですが、デジタルデバインドが生じないように対応していきます。</p> |

保険医療課、  
長寿課、  
福祉課、  
子ども未来課、  
子ども家庭課

保険医療課、  
長寿課、  
福祉課、  
子ども未来課、  
子ども家庭課

| 要 請 事 項                         |                                                                                                           | 回 答                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1. 安心できる介護保障                    |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ★(1)介護保険料・利用料など                 |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ①                               | 介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。     | 第9期事業計画における介護保険料は、3年間の給付費及び準備基金の取崩額を見込んで設定しているため、計画期間中に介護保険料を引き下げることとはしません。<br>介護保険料の多段階設定については、令和6年度からは介護保険料段階を16段階に設定しており、国が示す基準よりも応能負担が強くなるようにしています。<br>保険料の全額免除については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国が方針を示しているため、実施は予定していません。 |
| ②                               | 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。                                                       | 前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合は、現時点では適切と捉えており、変更する予定はありません。                                                                                                                                                                                              |
| ③                               | 介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。                                                                             | 低所得であることを理由とした減免については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないため、実施は予定していません。                                                                                                                                                               |
| ④                               | 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。                                                                             | 減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考えため、制度の範囲で実施します。                                                                                                                                                                           |
| ⑤                               | 介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。                                        | 介護保険負担限度額は、全国統一で行われていますので、市が独自で制度を実施・拡充することは考えていません。                                                                                                                                                                                             |
| (2)介護保険サービス                     |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ①                               | 要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。 | 本人に対するアセスメントの結果、現行相当サービスが必要であると判断された方に対しては、引き続き現行サービスが利用できます。<br>また、現行相当サービスについては、国が示す標準の報酬額で実施します。                                                                                                                                              |
| ②                               | 福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。                                                  | 介護保険制度は、全国統一で行われていますので、状況に応じた対応を進めています。<br>また、軽度者については、必要だと認められる場合は例外的に介護保険給付の対象としています。                                                                                                                                                          |

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

| 要 請 事 項                     |                                                                       | 回 答                                                                                                                                                            |     |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 |                                                                       |                                                                                                                                                                |     |
| ①                           | 介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。     | 物価高騰等に対する支援として、訪問介護事業所を含む市内介護保険サービス事業所等対し、国からの交付金を活用した財政支援を令和7年度に実施しました。訪問介護事業所に特化した支援は検討していません。                                                               | 長寿課 |
| ②                           | 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。            | 各サービスは、介護保険事業計画に基づきサービス提供体制を整備します。次期計画策定にあたっては、本市の現状や将来の需要数といった実態の把握に努めています。                                                                                   | 長寿課 |
| ③                           | 要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。 | 特例入所の周知については、入所希望のあった施設が制度説明を行い、その適用については当該施設の入所判定委員会において適否が判定されることとなります。                                                                                      | 長寿課 |
| ★(4)介護人材確保                  |                                                                       |                                                                                                                                                                |     |
| ①                           | 介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。                    | 介護職員人材確保事業は、本市の重要施策に位置づけており、愛知県の補助金も活用しながら実施しています。介護に関する入門的研修や事業所での職場体験事業を実施するほか、市内事業所へ新規採用された方に対する初任者研修に係った費用の補助、従業員が受講した研修費用を負担した事業所への補助を実施し、介護人材の確保に努めています。 | 長寿課 |
| ②                           | 一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。                                    | 運営指導等によって一人夜勤の状況を確認した場合は、夜勤職員配置加算も活用し、状況改善に務めるよう周知します。                                                                                                         | 長寿課 |
| ③                           | 8時間以上の長時間労働を是正してください。                                                 | 運営指導等により現状確認を行っています。長時間労働等の問題が確認された場合は、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導します。                                                                                               | 長寿課 |
| ④                           | 夜勤体制についての実態調査を実施してください。                                               | 運営指導等によって夜勤の状況を確認しているため、市独自の实態調査を行う予定はありません。                                                                                                                   | 長寿課 |

| 要 請 事 項            |                                                                                    | 回 答                                                                                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 高齢者福祉施策の充実     |                                                                                    |                                                                                                                                                        |
| ★①                 | 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。            | 難聴になることによる社会参加の減少、生活の質の低下など、日常生活への影響が考えられます。そのため、補聴器相談員など民間企業と連携して実施しています。また、令和6年度より「耳の聞こえに関する講演会」を行い、聞こえに関する測定も実施し、早期発見に努めています。                       |
| ②                  | サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。      | 本市の総合事業において、地域のサロン等に理学療法士等を派遣する事業に取り組み、高齢者が集まる場への支援を行っています。また、認知症カフェ等、地域で認知症の方や家族を見守る取組も推進していきます。                                                      |
| ★③                 | 買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。                                                     | 65歳以上の高齢者に対し、年度ごとに1人1,000円分のマナカチャージ券を交付しています。また、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対し、1人1回5,000円分のマナカチャージ券又は6,600円分のN-バス回数券を交付していますが、上記施策の見直しも含め、必要な施策について検討していきます。 |
| (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実 |                                                                                    |                                                                                                                                                        |
| ★①                 | 「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。                              | 認知症施策推進計画について、次期高齢者福祉計画に位置付けることを見据えて施策を実施していきます。                                                                                                       |
| ②                  | 認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。                                  | 市の行方不明高齢者ネットワーク事業登録者に対して、無償で損害賠償責任保険の加入することができます。                                                                                                      |
| ③                  | 認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。                    | 認知症が疑われる高齢者で、介護、医療につながっていない高齢者については、認知症初期集中で対応していきます。                                                                                                  |
| ★(7) 障害者控除の認定      |                                                                                    |                                                                                                                                                        |
| ①                  | 介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。 | 市で把握している対象者全員に対し、申請書の提出を省略し、自動的に認定書を送付しています。                                                                                                           |

| 要 請 事 項           |                                                                   | 回 答                                                                                                                                   |       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 2. 国保の改善          |                                                                   |                                                                                                                                       |       |
| ★(1)保険料(税)の引き下げ   |                                                                   |                                                                                                                                       |       |
| ①                 | 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。                              | 医療費の増加に伴い、県から示される標準保険税率を基本として、保険税の引上げを行っており、所得に応じた保険税の納付をお願いしています。失業や休廃業等により納付が難しい世帯には減免制度を案内しています。また、医療費の増加に歯止めをかけるための保健事業等を実施しています。 | 保険医療課 |
| ②                 | 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。                          | 令和7年度は、基金を活用し保険税の引き上げを抑制しました。今後は、基金残高の状況により、判断していきます。                                                                                 | 保険医療課 |
| ★(2)保険料(税)の減免制度   |                                                                   |                                                                                                                                       |       |
| ①                 | 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。                                 | 減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、拡大する予定はありません。                                                               | 保険医療課 |
| ②                 | 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。                             | 18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。今後については国の動向に従います。                                                                   | 保険医療課 |
| ③                 | 収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。 | 減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、前年所得要件及び減免割合を拡大する予定はありません。                                                  | 保険医療課 |
| ★(3)保険料(税)滞納者への対応 |                                                                   |                                                                                                                                       |       |
| ①                 | 保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。                 | 法令等に基づき、世帯の状況に応じて判断していきます。なお、現在、特別療養費(保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す)の対象世帯はありません。                                                  | 保険医療課 |
| ②                 | 保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。     | 保険税を払いきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。なお、加入者の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づき、滞納処分の停止の判断をしています。                                        | 収納課   |
| ③                 | 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。                | 差押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いしています。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。                                            | 収納課   |
| (4)傷病手当金・出産手当金    |                                                                   |                                                                                                                                       |       |
| ①                 | 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。                                           | 傷病手当金・出産手当金制度の創設の予定はありません。                                                                                                            | 保険医療課 |

| 要 請 事 項         |                                                                                                            | 回 答                                                                                                                  |       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (5) 一部負担金の減免制度  |                                                                                                            |                                                                                                                      |       |
| ①               | 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。                                                                            | 要綱を定め、活用できるようになっています。                                                                                                | 保険医療課 |
| ②               | 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。                                                            | 制度の周知については、加入時に配布する「国保のしおり」などを活用して周知に努めています。                                                                         | 保険医療課 |
| ★(6) 資格確認書の発行   |                                                                                                            |                                                                                                                      |       |
| ①               | 国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。                         | 現在の運用を変更する予定はありませんが、今後の国や県の判断の状況を注視していきます。                                                                           | 保険医療課 |
| 3. 生活保護・生活困窮者支援 |                                                                                                            |                                                                                                                      |       |
| (1) 生活保護制度      |                                                                                                            |                                                                                                                      |       |
| ★①              | 物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。                                                            | 手当支給等の支援は考えていません。個々の相談内容に沿った支援を実施しています。                                                                              | 福祉課   |
| ★②              | 生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。                                                            | 生活保護の申請書につきましては、お声がけいただいた方に速やかにお渡ししています。                                                                             | 福祉課   |
| ★③              | 「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。     | 生活保護の申請手続き及び仕組みについて記載した資料を、市ホームページへ掲載し、制度を周知しています。                                                                   | 福祉課   |
| ④               | 住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。 | 本人の状況を確認したうえで居宅又は施設による支援を行っています。なお、本市に生活保護施設はありません。                                                                  | 福祉課   |
| ⑤               | 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。                                    | 国基準に基づき実施しています。基準外となった世帯がエアコンを必要とする場合には、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付を案内しています。                                                | 福祉課   |
| ⑥               | 扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。                                                   | 本市では、生活保護制度に基づいて、扶養義務の履行が期待できる者に対して扶養照会を実施しており、照会を実施することにより本人の自立を阻害すると認める場合などは照会を控えるなど本人からの聞き取りの他、個別の状況を判断して実施しています。 | 福祉課   |
| ⑦               | 車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。                                                            | 生活保護制度における要件及び個々の事情に則り判断しています。                                                                                       | 福祉課   |
| ★⑧              | ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。                                                           | 国基準に基づき配置しています。                                                                                                      | 福祉課   |
| ⑨               | 女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。                                                                                | 2名配置しているケースワーカーのうち、1名は女性です。                                                                                          | 福祉課   |
| ⑩               | ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。                        | 国の基準に則り配置しており、研修にも参加しています。                                                                                           | 福祉課   |
| ⑪               | 就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。                                                                         | 有資格者である就労支援相談員を配置し、専門的に支援しています。                                                                                      | 福祉課   |

| 要 請 事 項    |                                                                                                                          | 回 答                                                                                                                                                                                    |       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (2)生活困窮者支援 |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        |       |
| ①          | 自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開するため、本市は委託することとしています。また、支援策については、委託先と連携しながら、各問題に対し、関係各課等に繋ぐことができるよう取り組んでいます。                                           | 福祉課   |
| ②          | 任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。                                                    | 任意事業の事業実施については現行どおりとします。相談窓口については、市ホームページに掲載し周知しています。                                                                                                                                  | 福祉課   |
| ③          | 食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。                                                              | 生活困窮者に対しては、自立相談支援窓口を案内し、相談内容に沿った支援を実施しています。                                                                                                                                            | 福祉課   |
| ④          | 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください                                                                     | 助成事業の創設については検討していません。低所得世帯がエアコンを必要とする場合には、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付を案内しています。                                                                                                                | 福祉課   |
| 4. 福祉医療制度  |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                        |       |
| ★①         | 福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。                                                                          | 本市では、子ども医療及び精神障害者医療については県制度の基準から市単独で拡充を行っており、母子家庭等医療及び後期高齢者福祉医療と合わせ、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。                                                                                         | 保険医療課 |
| ★②         | 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。                                                          | 本市では18歳年度末までの者の医療費の現物給付を実施しています。入院時食事療養の標準負担額は、今後も対象とする予定はありません。                                                                                                                       | 保険医療課 |
| ★③         | 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。                                                                    | 本市では、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。                                                                                                                           | 保険医療課 |
| ④          | 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。                                                                           | 本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも医療費を支給しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。当面は、現行制度を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。 | 保険医療課 |
| ★⑤         | 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。                                                                                                  | 当面は、現行の福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。                                                                                                    | 保険医療課 |

| 要 請 事 項            |                                                                                                  | 回 答                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 子どもの権利保障        |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                          |
| (1) 子どもの権利を守る施策の推進 |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                          |
| ①                  | 教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 | 生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした基本的な生活や学習習慣を身につけるための支援事業を、平成28年度から実施しており、令和3年度からは学習面を強化する取組も行っています。また、令和6年度から、子どもの居場所支援として、子ども食堂運営事業費補助金事業を開始しました。 |
| ②                  | こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。                       | 令和6年4月に母子保健と児童福祉の一体化推進を主たる目的として、健康推進課母子保健係が保健センターから市役所本庁舎内の子ども家庭課母子保健係に移動し、「こども家庭センター」を設置しました。国のガイドラインで示された専任及び専門職員を配置しています。                                                                                             |
| (2) 就学援助制度の拡充      |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                          |
| ①                  | 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。                                                         | 御意見として伺います。                                                                                                                                                                                                              |
| ②                  | クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。                                                          | 卒業アルバム代及びオンライン学習通信費につきましては、援助費目としています。                                                                                                                                                                                   |
| ③                  | 申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。                                         | 申請は、学校又は市役所窓口どちらでも受付ができるようにしています。また、年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。                                                                                                                                                          |
| ★(3) 子どもの給食費の無償化   |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                          |
| ①                  | 小中学校の給食費を無償にしてください。                                                                              | 【教育総務課】<br>経済的に困りのお家庭には、就学援助制度にて給食費を援助しています。<br><br>【給食センター】<br>給食1食につき、60円を市が負担しています。近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。                                                                                                           |
| ②                  | 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。                                                                       | 保育園の副食費について、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条の規定に基づき、年収360万円未満相当の世帯等は無償となっております。また、施設等利用給付認定保護者についても年収360万円未満相当の世帯等に対し月額4,900円まで補助しています。                                                                       |

| 要 請 事 項                                                                                                                                                     | 回 答                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上                                                                                                                                      |                                                                                                                                              |
| <p>① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。</p>                     | <p>保育現場の実情等を踏まえ、公立保育所では可能な範囲でまずもって4・5歳児の対応を行いました。今後は入園の申込状況等を踏まえ反映していく予定です。私立保育所についても、各園の意向等を踏まえつつ新たな基準配置の趣旨を説明し、情報提供を行い、実施の検討を促してまいります。</p> |
| <p>② 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。</p>                               | <p>建物の老朽化に伴い、R8年度末に公立保育園1園を廃止を予定しており、R6年度に認可保育施設を2園開園しました。R7.4.1より2歳児クラスに在園する子どもであり、かつ出産予定月を含む3ヶ月よりも前に在園する子どもの育休退園を廃止しました。</p>               |
| <p>③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。</p>                                       | <p>保育施設等への指導監査については、従前より保育士により実地検査をしています。認可外保育施設は、県の基準で運営しているため、直接的に指導はしていませんが、個別に施設から保育についての相談があれば必要に応じて支援を行います。</p>                        |
| <p>④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。</p> | <p>国が定める基準等に基づき適切に対応していきます。補助制度については国や県の動向等を踏まえ必要に応じて対応していきます。</p>                                                                           |

子ども未来課

子ども未来課

子ども未来課

子ども未来課

| 要 請 事 項    |                                                                                                                                             | 回 答                                                                                                                                                                                                         |     |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 6. 障害者・児施策 |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                             |     |
| ①          | 自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。                                                                                                  | 手当創設当初と比較し、障害福祉サービス等により、障がい特性やニーズに応じた支援及び地域の体制づくりが進められてきたことを踏まえ、市独自の障害者手当の増額については考えていません。                                                                                                                   | 福祉課 |
| ★②         | どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。                      | 令和7年度中に、市内社会福祉法人による、障がいの重度化に対応する日中サービス支援型グループホームの設置が予定されています。<br>グループホーム事業者に対し、愛知県及び市が「障害者共同生活援助事業費補助金」を交付し、経営の安定化を図っていますので、市独自の上乗せは行いません。                                                                  | 福祉課 |
| ③          | 夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。                                                  | 職員配置については、国等の基準のとおりとし、独自補助は考えていません。<br>また、医療的ケアが必要な人への支援体制について、引き続き障がい者自立支援協議会において検討を進めていきます。                                                                                                               | 福祉課 |
| ④          | 居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。                                                              | 居宅介護等の支給時間は、国の事務処理要領を踏まえ、必要と認められる時間を支給しています。<br>移動支援事業については、令和6年4月に報酬単価を一部見直し、増額しました。                                                                                                                       | 福祉課 |
| ⑤          | 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。                                                                         | 国の基準に基づき、現行どおりとします。                                                                                                                                                                                         | 福祉課 |
| ★⑥         | 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。                                                             | 障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。                                                                                                                                             | 福祉課 |
| ★⑦         | 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起らない支援策を講じてください。 | 可能な限り計画相談支援の利用を勧奨し、相談支援専門員による福祉サービスの利用援助を行っています。また、障害者手帳を持っていないが福祉サービスの利用がない人に対しアンケートや訪問により早期社会的孤立の防止と早期の支援につなげるよう努めています。<br>さらに、障害者福祉施設等において虐待が確認された場合には、事業者に対して再発防止策を徹底させるとともに、市としても事案の検証を行い、必要な支援策を講じます。 | 福祉課 |

| 要 請 事 項     |                                                                                                                                                                                 | 回 答                                                                                                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 予防接種     |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
| ★①          | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。 | <p>【健康推進課】<br/>带状疱疹ワクチンについては、令和6年7月から助成しています。そのほかは、国(厚生労働省)の規定に基づいた定期接種を実施しており、現行どおりとします。</p> <p>【子ども家庭課】<br/>国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。</p> |
| ★②          | 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。                                               | <p>高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチン定期接種の一部負担の引き下げは行いません。肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業は平成30年度で終了しました。</p>                                                                            |
| 8. 健診・検診    |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
| ★①          | 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。                                                                                                                                                        | 令和5年4月から産婦健診費用の一部助成事業を2回に拡充しています。                                                                                                                        |
| ★②          | 5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。                                                                                                                                                       | 5歳児健診事業の実施について、検討していきます。                                                                                                                                 |
| ③           | 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。                                                                                                                                                    | 妊産婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満の期間に1回無料で実施しています。                                                                                                                     |
| ④           | 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。                                                                                                                                                 | 歯科保健事業において歯科衛生士の役割は重要だと考えますので、常勤職員としての配置について検討します。                                                                                                       |
| 9. 地域の保健・医療 |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
| ①           | 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。                                                                                                                                      | 尾張東部保健医療計画に基づいて愛知県が整備しています。                                                                                                                              |
| ②           | 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。                                                                                                                              | 本市で実施する予定はありません。                                                                                                                                         |
| ③           | 保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。                                                                                                                                                   | 保健センターの保健師等スタッフについて、円滑に事業が実施できるように配置しています。                                                                                                               |

| 要 請 事 項                         |                                                                           | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                  |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 【3】 国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。 |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                  |
| 1. 国に対する意見書                     |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                  |
| ①                               | 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。                    | 公費負担のあり方について県を通して意見を出していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保険医療課                            |
| ②                               | マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。 | 要望書を提出する考えはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保険医療課                            |
| ③                               | 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。           | 現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 長寿課                              |
| ④                               | 介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。                                                | 令和6年度の報酬改定において、処遇改善加算の改定がされており、現時点では国に対する意見書を提出する予定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                             | 長寿課                              |
| ⑤                               | 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。                                        | 現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 長寿課                              |
| ⑥                               | 18歳までの医療費無料制度を創設してください。                                                   | 市から国へ意見書の提出は予定していませんが、本市では、18歳年度末までの入・通院の医療費支給を行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 保険医療課                            |
| ⑦                               | 小中学校の給食費を無償にしてください。                                                       | 【教育総務課】<br>今のところ提出の予定はありません。<br><br>【給食センター】<br>意見を提出する予定はありません。                                                                                                                                                                                                                                                       | 教育総務課、<br>給食センター                 |
| ⑧                               | 障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。                                                   | 地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉関係者とともに、質の高いサービスの提供体制を確保・維持できるよう努めています。<br>なお、本市には入所施設はありませんが、今年度、日中サービス支援型グループホームが新たに開設しました。近年は近隣市も含めて住まいの場は拡充しています。また、本市では地域生活支援拠点を整備し、緊急時の対応についても機能強化を図っていけるよう、事業者とともに協議を進めています。                                                                                                                 | 福祉課                              |
| ⑨                               | 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。        | 【保険医療課】<br>保険医療課として、要請事項にある各事業所へ支援、指導等の働きかけを行うことは、業務上想定していないため、非該当と思われます。<br><br>【長寿課】<br>令和6年度の報酬改定において、処遇改善加算の改定がされており、現時点では国に対する意見書を提出する予定はありません。<br><br>【福祉課】<br>職員処遇に関しては、令和6年度の報酬改定において、確実に現場職員のベースアップにつながるよう処遇改善加算等の改定がされていますので、独自の手当支給は行いません。<br><br>【子ども未来課】<br>国が定める公定価格において処遇改善加算を設けるなど、保育士等の処遇改善が推進されています。 | 保険医療課、<br>長寿課、<br>福祉課、<br>子ども未来課 |

| 要 請 事 項                                                 | 回 答                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 愛知県に対する意見書                                           |                                                                                                                      |
| ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。                              | 県から、市町村国民健康保険の保険給付や保健事業等に必要な財源や財政支援として保険給付費交付金等が交付されています。                                                            |
| ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。                       | 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。                                                           |
| ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。                          | 本市では18歳年度末までの者の医療費の現物給付を実施しています。                                                                                     |
| ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。                        | 【教育総務課】<br>今のところ提出の予定はありません。<br><br>【給食センター】<br>近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。                                             |
| ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。                           | 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。                                                                                       |
| ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。 | 【健康推進課】<br>現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。<br><br>【長寿課】<br>現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。 |